

共立女子大学・共立女子短期大学共通教育センター規程

(目的)

第1条 共立女子大学・共立女子短期大学全学教育推進機構（以下「機構」という）に、共立女子大学学則及び共立女子短期大学学則に定める教養教育科目（以下、教養教育科目という）、共立女子大学学則に定める教職、司書教諭、学芸員の資格取得に必要な科目（以下、免許・資格関連科目という）並びにキャリア教育の体系的かつ効果的な実施に関して必要な業務を行うことを目的とする共通教育センター（以下「センター」という）を置く。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 教養教育科目の実施に関すること
- (2) 免許・資格関連科目の実施に関すること
- (3) キャリア教育の実施に関すること
- (4) その他機構が必要と認めた業務

(センター長)

第3条 センターにセンター長を置く。センター長はセンターの業務を統括する。

- 2 センター長は、学長が機構長と協議の上、候補者を理事長に推薦し、常務理事会の議を経て理事長が任命する。
- 3 センター長の任期は、学長の在任期間とする。ただし、学長が辞任した場合又は欠けた場合は、後任の学長が就任する日の前日までとする。

(センター員)

第4条 センターにセンター員を置く。

(共通教育センター運営会議)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、センター長の下に共通教育センター運営会議（以下「運営会議」という）を置く。

2 運営会議は、次の者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター員
- (3) 第6条に規定する分科会の代表者
- (4) 大学事務部長
- (5) 教務課長
- (6) 学生支援課長
- (7) 機構長が指名する教員および職員 若干名

3 任期は職制による者以外は1年とする。ただし、再任を妨げない。任期中に退任した場合の後任者の任期はその残任期間とする。

(分科会)

第6条 運営会議の下に、専門の事項を検討するため、必要に応じて分科会を置く。

2 分科会の運営に関し必要な事項はセンター長が別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、教務課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、全学教育推進機構運営会議の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

附則

1. この規程は、2023（令和5）年4月1日より施行する。
2. この規程の制定に伴い、「共立女子大学・共立女子短期大学全学共通教育委員会規程」は廃止する。